

「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）素案」に係る
パブリックコメント実施結果

○「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）素案」に係るパブリックコメントを実施した結果、7人の方から、10件の御意見をいただきました。

○募集期間：平成26年12月22日（月）から平成27年1月20日（火）まで

No	項目	御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
1	○計画の作成方法	「子ども・子育て支援事業支援計画」と「徳島はぐくみプラン」の2つの計画を分けることは、支援を受けるものからすると複雑である。コスト面から一歩本化してはどうか。	「徳島はぐくみプラン」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を定めるものであるのに対し、「子ども・子育て支援事業支援計画」は、子ども・子育て支援法に基づき、「徳島はぐくみプラン」に掲げる子育て支援に関する施策内容を、具体的に実施していくための計画と位置づけています。 なお、今後は、両計画の整合性を確保しながら、施策を推進して参ります。
2	○計画策定の趣旨	少子化が進むなか、行政機関が子育てを支援していくことは大変意義があると思えます。「安心して子育てができる徳島」の実現を期待している。	「安心して子どもを生み育てることができ徳島」を実現するため、各種子育て支援施策を積極的に推進して参ります。
3	○教育・保育の提供体制の確保	徳島県は全国に率先して幼児教育に質・量の投資を試みる必要がある。「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）素案」では小学校との連携に関するところが、少し示されているだけで、具体的な教育の展開やプランがないように感じる。是非、幼児期の教育の質を向上させるためのスタッフの充実と仕組み作りを希望する。	「徳島県子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを定めることとしております。 このうち、小学校との連携や幼児教育の充実に向けた具体的な取り組みについては、今年度中に別途策定予定の「徳島県幼児教育振興アクションプランII」に基づき推進して参ります。
4	○教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	定年退職した人の内、元気で、働く意欲があり、子どもが好き、子どもにかかわる仕事をしたい人を採用し、保育士の補助者として給料を支払うとともに、必ず事前講習を受け、実習も実施する必要がある。	教育・保育等に従事する者の確保及び資質向上に向けて、新たに、育児経験豊かな地域の人材を主な対象として子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定することとしております。ご意見の趣旨につきまして、今後、施策を推進する上での参考とさせていただきます。
5	○教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上	人材の確保が今後の課題となり、確保に向けた研修の実施に当たっては、ベテラン職員の指導助言のあり方がすべての職場において大事となってくるが、その配慮を保育団体等において充分ご検討いただければ、より実効性のある計画になると思う。	教育・保育等に従事する者の確保及び資質向上に向けた対策が実効性のあるものとなるよう、保育団体をはじめ、関係機関が相互に連携・協働して取り組んで参ります。ご意見の趣旨につきましては、今後、施策を推進する上での参考とさせていただきます。

No	項目	御意見の趣旨	御意見に対する県の考え方
6	○障がい児保育の充実	障がい児と認定された「障がい児保育」から障がい児と認定されていない児童やネグレクト等による愛着に課題のある児童を含めた広く発達に課題のある児童を対象に、関係機関との連携のもと適切な支援ができる「発達支援保育」（仮称）を推進できる環境づくりが必要である。	保育を必要とす障がい児や広く発達に課題のある児童への対応について、保育士や放課後児童支援員等に対す実践的な研修を実施するなど、障がい児保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進することとしており、また、ご意見の趣旨については、今後、施策を推進する上での参考とさせていただきます。
7	○障がい児保育の充実	発達支援のできる人材（臨床発達心理士や作業療法士等）と保育士が連携し、保育現場で子どもや保護者に発達支援ができる環境を確保する必要があります。	
8	○その他	子どもの健やかな成長及び子どもやその親の健康と病氣予防のためには、受動喫煙の危害防止対策が重要であり、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムを望む。	素案においては、「計画の基本目標」として、全ての子どもや子育て家庭を対象に、健やかな育ちを確保することを掲げており、
9	○その他	子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底が必要である。	さらに、当該画の上位計画である次世代育成支援対策推進法に基づく、次世代育成支援施策の方向性や目標を定める「徳島はぐくみプラン」において、「受動喫煙防止対策の推進」について明記しており、ご意見の趣旨を反映しているところですので。
10	○その他	通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠であるため、受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みや、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクを明示するなどの義務づけも必要である。	なお、子どもを含めた受動喫煙等の防止に向けた具体的な取り組みについては、本県の健康増進計画である「健康徳島21」により推進することとしております。